

【上山市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	1, 593	1, 543	1, 464	1, 397	1, 312
②予備機を含む 整備上限台数	1, 832	1, 774	1, 684	1, 607	1, 509
③整備台数 (予備機除く)	0	1, 543	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	1, 543	0	0	0
⑤累積更新率	0%	100%	105%	110%	118%
⑥予備機整備台数	0	231	0	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	231	0	0	0
⑧予備機整備率	0%	15%	0%	0%	0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度末に整備した端末 1, 8 2 0 台について令和 7 年度に更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○処分台数：1, 8 2 0 台

○処分方法（下のいずれかかなと）

- ・小型家電リサイクル法の認定業者に再資源化を委託：1, 8 2 0 台
- 又は 児童生徒端末の調達を行う担当業者に委託

○端末データの消去方法

- ・自治体職員と上記委託業者で行う

○スケジュール（予定）

令和 7 年 4 月 処分業者選定

※山形県の共同調達のスケジュールに合わせて変更する場合あり

令和 8 年 3 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 3 月 処分対象端末の業者への引き渡し